

広報 さくら

No. 162

'80
8-8

編集と発行 佐井村役場 民生相談課
青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地
電話 (017538) 代 2111

7月末現在人口(前月比)

男	2,230	(- 1)
女	2,245	(+ 1)
計	4,475	(± 0)
世帯数	1,170	(+ 1)



第二回 佐井村議会定例会

副議長 奈良兼太郎氏急逝

議 会 特 集 号

遺徳をたたえて

内藤清美議員追悼演説

奈良未亡人のご臨席を頂き恐縮しております。去る、五月三十一日突如として急逝された奈良副議長を忍び、追悼の言葉を申し上げます。

奈良副議長のあまりにも輝かしい経歴は今更申し上げる必要はございませんが、

青雲の志を抱き、村政に参画して以来、九期三十有余年に亘る議会活動は実に偉大と言う一言に尽き、戦後の本村の議会史の中に不滅の名をきざみ、村内外の注目を集めた事は申すまでもありません。

彼の優れた指導力、説得力、政治力は長い議員経験もさる事ながら、あの稲妻のような鋭いひらめきを持つた判断力、人並優れた記憶力、そして整然とした論理の結果であるろうかと存じます。

「政治は太陽の如く」とは、彼の時折口にするモットーでした。少年の頃、父を亡くし、母を助けながら一家の働き手を余議なくされたその境遇は、政治を志す一つの要因であったのかも知れませんが、

富めるものにも、貧しいものにも平等に光を与える太陽こそ彼の政治目標だったのです。

今、目をつむり、在し日の副議長を映し出して見る時、あの赤いネクタイをなびかせ、さっそうとか

つまずるダンディぶり、一分のすきもないいなせなスタイルには定評がありました。

それでいて野武士を思わせるあの精敢で男性的な風ぼうは、又たまらない魅力でした。

眼鏡の奥に光る知性的な目、それは佐井村議会の権位と品位を代表する、いわば佐井村の顔だったのです。

そして又、踏まれても踏まれても尚強く生のびる雑草のたくましさを感じさせたものです。

その不死身を思わせる彼が突然にかねる出来事でした。

この定例会に一同と会し、彼を思うとき、誠に残念でなりません。全く惜しみても余りある人を亡くしました。

世の無情をつくづく感じ「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり」と始まる平家物語りの一節を思い浮べ憐れいものを感じました。

人生はドラマだと云われますが、奈良副議長長の生涯も又、一編の小説かも知れません。そして、その死にかたも又、誠に彼らしい心憎

いばかりの演出であり、最後まで村政発展に尽されたその幕引きは長く人々の語草となるであります。

常に情熱を失う事のなかったその行動は又、永遠の青年でもありました。村のため精一杯頑張り、世のため、人のため、ただ一筋に働いた政治家奈良兼太郎氏、もう彼のような個性的で力強い議員は出ないかも知れません。

副議長 若山弥一郎氏 教育委員会委員 吉田 順一氏 固定資産評価審査委員会委員 太田 正三氏

選任される

会期日程

及び概要

昭和五十五年第二回佐井村議会定期会は去る六月二十四日招集され会期を二十八日までの五日間と決定。村長提出議案八件追加提出議案二件を上程、村長より提案理由の詳細説明があり、二十五日二十六日休会、二十七日一般質問を行い四議員が登壇、当局の施政を質した。最終日の二十八日は議案の質疑、討論、採決を行い全議案原案の通り決し閉会した。

○第一日目 六月二十四日(火)
出席議員数 十六名
議長午前十時開会宣告
冒頭、去る五月三十一日突然事故のため急逝された故奈良副議長の霊に対し、ご冥福を祈り黙とうを捧げた。

会期は六月二十四日から二十八日の五日間と決定、会議録署名議員に大畑勝義、福田徳義両議員を指名した。次に提出議案について提案理由、並びにその概要について詳細説明があつて午前十一時散会

し、午後より議案熟考を行った。

○第二日目 六月二十五日(水)

休会

大畑の四議員が、当局の施政を質し、答弁がなされ午前十一時五十分散会した。

○第三日目 六月二十六日(木)

休会

○第五日目 六月二十八日(土)
出席議員数 十六名

○第四日目 六月二十七日(金)
出席議員数 十五名
欠席議員田中徳太郎議員
午前十時再開、一般質問を行ったが通告順に従い後藤、長尾、西村、

出席議員数 十六名
午前十時再開、議案について順次質疑、討論、採決を行ったが全議案原案通り決し、五日間におけるすべての案件を議了し、午前十一時四十五分閉会を宣告して終了した。

ものであります。

●議案第二十八号 あらたに生じた土地の確認について
本案は、村道糠森臨港線終点の第四種佐井漁港岸壁から西防波堤、北防波堤を経て旧弁天島に至る公有水面埋立地二〇、三六一平方メートルの土地の確認を青森県知事に届出するため提出するものであります。

●議案第二十九号 あらたに生じた土地の字名について
本案は、議案第二十八号のあらたに生じた土地の確認についての土地を議案のとおり佐井村大字佐井字糠森に編入するため提案するものであります。

●議案第三十号 佐井村視聴覚教材購入事務の委託について
本案は、国庫補助金交付要項の改正に伴って従来の下北地方視聴覚教育協議会が補助対象外になりましたので、むつ市が実施する視聴覚教材購入事業に佐井村視聴覚教材の購入事務を委託するものであります。

●議案第三十一号 佐井村国民健康保険税条例の一部を改正する条
本案は、国民健康保険税条例準則の一部改正により、保険税賦課限度額(課税額)、所得割額、資

産割額、(休業者均等割額、世帯別平等割額、保険税の減額等を議案のとおり改正するものであります。

●議案第三十二号 原田小学校々舎及びへき地集会所増改築工事
本案は、昭和五十五年六月十二日巴組鉄工所仙台支店取締役支店長小宮俊一と一億六千二百二十一万円で仮契約しました原田小学校々舎及びへき地集会所増改築工事(七七〇平方メートル)を地方自治法第九十六条第一項第五号の規定によって提出するものであります。

●議案第三十三号 佐井村遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例
本案は、激励金の給付額を議案のとおり改正するものであります。

●議案第三十四号 佐井村教育委員会委員選任について
本案は、昭和五十五年三月三十一日付で西谷豊彦氏が辞任致し欠員になっております。人事案件であり職務の内容からも重要でありますので選任につきまして時間をかけ当初提出案件として出す余裕がなかつたので改めて追加提案致した訳でございます。

●議案第三十五号 佐井村固定資

産評価審議委員会委員選任について
本案は、従来の委員であります太田正三氏が昭和五十四年十二月十八日付で任期が満了しておったのですが私の不注意でこの事に気付かず、本議会招集後これを発見しましたのでこれを追加提案致した訳でございます。

議案の説明

●議案第二十六号 昭和五十五年度佐井村一般会計補正予算(第一号)
本案は、既決予算額十四億三千四百万円に五千六百六十二万五千円を追加するものであります。

補正の主な内容は、総務費の旧借用診療所謝礼金・選挙費等九百七十六万円・民生費の保育所臨時職員賃金及び給食室増築費百五十七万五千円・衛生費の大佐井川目地区不燃物処理場整地工事費等六万五千円・農林水産業費の沿岸漁場整備開発事業費及び長後、福浦の漁港建設費等一千六百九十二万七千円・消防費の防火水槽及び小型動力ポンプ積載車単価アツ

プ分等百七十七万一千円・教育費の社教主事増員に伴う人件費・先進地視察派遣費・原田小学校々舎増改築費等一千九百三十一万円の歳出所要額を、特別交付税一千三百三十八万六千円・国庫支出金五百三十四万九千円・県支出金一千二百四十一万五千円・寄附金三十四万円・諸収入十三万五千円・村債二千五百万円を以って予算措置するものであります。

●議案第二十七号 昭和五十五年度佐井村国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)
本案は、既決予算額一億九千二百七十七万七千円に二百万円を追加するものであります。

補正の内容は、佐井診療所整備費の繰出金二百万円を特別調整交付金二百万円を以って予算措置する

議員紹介

(議席順)

- 一番 坂井 文雄
- 二番 川畑 寅吉
- 三番 内藤 清美
- 四番 西村 福男
- 五番 大畑 勝義
- 六番 万谷 石夫
- 七番 坂井 吾一
- 八番 奥本 文男
- 九番 松沢 勝雄
- 十番 長尾金三郎
- 十一番 後藤 重雄
- 十二番 福田 徳義
- 十三番 若山弥一郎
- 十四番 内田 俊雄
- 十五番 田中徳太郎
- 十六番 東出 昇

村政に対する

一般質問と答弁

後藤重雄議員

——佐井村振興計画に基づく事業実施計画について——

地域住民の生活向上を基本的課題とし、新しい時代の要請に応じた地域社会の発展的向上を図る事を目的として、五十四年度から五十八年度までの五ヶ年の期間で佐井村振興計画が昨年十二月十五日の定例会で採決され、住民の期待のもとにスタートした訳ですが、五十四年度、五十五年年度についてはその内容が明らかになっている所ですが、残る五十六年度から五十八年度については、その内容がまだ公表されていない所であります。

基本構想第二章の計画の構成の中で、実施計画は毎年度向こう二ヶ年をローリングするとうたっている訳です。これからゆきますと少なくとも五十七年度までの実施計画は策定されているものと解釈される訳です。しかし、先程申し上げました通りその内容が明らかになっておりませんので策定されているとするな

らば、その内容を速かに公表すべきと思う訳であります。そしてそれと合わせて当然財政計画も示さなければならぬと思います。

従いまして、私はその内容について策定されているのかどうか、もし策定されていないとするならばその原因は何であるのか、その事について伺いたいと思います。

——異動村政について——

住民の行政に対する要望は年々多種多様、複雑多岐に亘っているのが実情だと思っております。現在の地方自治制度は住民自治の重視を制度化している所にあるかと思えますが、即ち、地域住民の意志に基づいた地方自治体の行政を行うために首長や議員が住民の直接選挙によって選出される代表民主制の方式と、この欠陥を補強するものとして住民が直接行政に参加することの出来る直接民主制いわゆる直接請求、住民投票並びに監査請求、住民訴訟の三種があると思えます。

しかし、直接民主制は最終的手段であり日常の行政は代表民主制が基本になっていると言っても過言ではないと思っております。

そのような意味からしても首長、議員の果す役割は窮めて重要な事は今更申し上げる事もないかと思えます。

直接選挙によって選出された首長、議員といえども住民の要望を百パーセント掌握しているかと言う事になりますと、実際問題として不可能ではないかと思う訳です。

このような事情から私は、少なくとも年に一度各集落ごとに移動役場を開催し、その年の事業に対する説明と理解を求め、且つ住民から直接村政に対する生の声を吸い上げるべきと思いますがいかがなものでしょうか。

これは確か村長の当初の公約の一つでもあったと記憶しておりますが、今からでも遅くないと思えます。村長の前向きな姿勢を期待しその考え方を伺いするものであります。

——防災会議について——

私は昨年九月の定例会でこの問題について村長の考え方を伺った訳ですが、現在の防災計画は昭和三十七年に制定された条例がそのまま継続され今日に至っているため実情にまったくそぐわないものでございます。

その時の村長の答弁の中で、防災会議を再招集して細部についての検討を加え対応して参りたいと言うような答弁をしております。その後実際に検討が加えられたの

かどうか、伺いしたいと思えます。

——谷地町の古井戸埋立とそれに伴う付近の排水対策について——

この場所は、中村喜一さん宅と石戸浩さん宅の間の村道上に古井戸がある訳ですが、非常に危険であり早急に解体、埋戻しをする必要があるかと思えます。

又、この場所は村道に認定されておりましてご承知の通り裏側が傾斜地のため降雨の際その排水に非常に苦慮している訳です。従いまして何らかの対策が早急に必要かと考えられますのでその考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

村長答弁

●佐井村振興計画に基づく事業実施計画について

これはご承知の通り既に基本構想及び基本計画は、皆さんの議決を頂戴している訳ですが、この実施に関しましては、地方自治法の建前から言いますと、年次ごとの事業は地方自治法九十六条の規定に基づいて皆さんのご承認を頂戴して初めて確定するものでございます。従って、その枠を乗り越えて事前計画を定めましても、場合によっては、等しいような計画にな

る恐れがある訳でございます。基本構想及び基本計画につきましては公表されたその内容の線に基づきましてルールを敷いて実施して行く、それが一つの目標点でございますが、年次割的な事業の性格につきましては、その年次年度の予算編成当時においての国家財政或いは又、政治的な思考、又村財政の裏付け、それを組合わせてまして三月議会におきましてご承認を頂戴するよりしようがない訳でありまして、その無理を越えまして決定すると言う事は地方自治法の元来の議決権尊重の上からも非常に危険な行為であると私は考えている訳です。

そこでこの基本構想と基本計画に基づいてそれならば将来どのような執行機関自体がルールを走らせて行くかと言う事の内部的な資料はある程度まで作っております。しかし、それは飽くまでも執行機関の将来に対しての目標でありまして、皆さんの議決を頂戴したものでない訳でございます。その点、計画のない所に進展がないと言うふうな点からの反発もございまして、いわゆる議会議機能と村長と言うにらみ合わせで適正に施行すると言う訳で、ただ今ご要求ございました財政計画等についても公表を差控えさせて頂きたいとこう存する訳でございます。

●異動村政について

お話しの通り村民の意見を直に
膚に感ずると言うので会合を作っ
て行くと言う事は非常に好ましい
事でございますが、過去その機会
をみいだせないままに過して来て
いる訳でございます。

その点今一つとしては、佐井村に
は両佐井、外八部落がございます
が、これを全面的に公平に異動役
場を実施すると言う時間的余裕を
持てないままに来てしまったと言
ういささか遁辞に陥るような感じ
が致しますが、私としては、年度
当初においての当初予算確定の際
にそれを資料に致しまして今年度
の議会承認を頂戴した当該年度の
事業内容を周知し、それから十二
月前後におきましては次年度の当
初予算編成のための村民のご要求
をくみ取るために一応開いて見た
いと、この二回は何とかして開き
たいとこう基本構想として考えて
いる訳ですが、今年度は第一回の
当初予算後まだ一回も開いており
ませんが、今後昭和五十六年度に
むけての事業計画等はこれらのも
のを土台に致しましてその資料の
ためにやって行きたいとこう考え
ております。

●防災会議について

これは以前に一般質問があり、
それに対応して現在の佐井村の防
災会議の中には一応検討の必要が
ありと考えておりますが、実はま

だ実施致してお
お詫びしてそして今後必ずご主旨
に添うような会議を持ちたいとこ
う考えております。

建設課長答弁

●谷地町の古井戸埋立とそれに伴
う付近の排水対策について

古井戸については、簡易水道の
充実に伴い必要でないと思われま
すが、以前には共同施設として使
用して来た経緯もあるものではな
ら当該地区の連絡員を通して付近
の住民の意向を聞いた上で対処し
たいと思っております。

排水関係でございますが、村道
との関連で整備するものとすれば
現在では利用度の低い道路である
ので緊急性がないのではないかと
判断しております。

しかし、現況からしますと家庭用
の排水等も整備されなまま側溝
に流されているような状況でもあ
りますので衛生的にも大変悪いよ
うに思っております。従って今後
はそれらもふまえて検討した
いと思っております。

後藤議員

防災会議の点につきましては、
ただ単に内容がそぐわないという

ばかりでなくして、今の防災無線
の關係からしても当然通信施設の
中に管理されなければならぬ、
これは三月二十日までの工事だつ
たと思えます。引渡し期間の十四
日を入れてもすでに計画の中
に乗ってこなければならぬ時期
ではないかと言う考え方もある訳で
です。そう言う意味から早期の手
直しを要望しておきます。

振興計画に基づく事業実施です
けども、公表する事は地方自治法
上危険があると、よって差控えた
いと言う事、我々行政に足を踏込
む事は差控えなければならぬ、
それはそれとして理解出来る訳で
すけども急がれると思われる次の
点についてお聞かせ願いたいと思
います。

不燃物処理場、火燃物処理場、火
葬場の移転、村民体育館（公民館）
の建設、子供の遊び場、これらの
ものが五十八年度までの構想の中
にどのように位置づけられている
のか。

村長

不燃物につきましては、本年度
調査、土地選定の期間としまして
対応致して行きたいと、現にその
線に沿いまして事務を進めており
ます。

火燃物については、現在の施設

で当分
ている訳です。各部落で燃焼物の
廃棄物は部落でもって対処してお
り、従ってドラムカンのようなも
のを斡旋してもらいたいと言うそ
の点につきましては対処致してお
ります。

火葬場は、最近周囲に住家が出
来て参りまして臭いがすると言う
苦情が出ております。これの適地
の選定さえ確定致しますとそれを
目標に致しまして移転等も致して
参りたいと考えております。

公民館は、ご承知の通り中学校
の屋体が危険校舎指定され来年度
着工の目途がついております。

財政的な裏付も危険校舎となりま
すと村の一般財源もそれ程持たさ
なくとも着工出来る訳ですので一
応その線でもってこれは公共目的
から言いますと教育が対象であり、
公民館活動の対象物ではありません
ので、中学校の先生方のご協力
を得まして単独の公民館が出来る
までの間はそこでもってお茶を濁
して参りたいとこう考えておりま
す。

児童の遊場ですが、これは是非
欲しいものと考えておりますけど
も土地が伴うものであり、しかも
おおよっぱに言って大集落である
大佐井、古佐井、これを設置する
には中央部にとても土地を求める
事は出来ません。従って、選択取
得に今の所、具体的な目標があり

ながらもそれを具体化する点に支
障を来たしているような状態でご
ざいます。

後藤議員

火燃物処理場については、五十
四年度の会議の中でやり直す必要
があると説明を受けている訳です
ですから当然五十八年度までの計
画に入っておらなければならぬ
と言う意味でお尋ねしている訳で
す。それが入っているのかどうか。
それと公民館関係ですが、今、村
長が話した通り佐井中学校の屋体
が優先されると言う事情につきま
しては十分理解出来る訳ですが、
五十八年度までの構想の中にある
のかどうか、お伺いしたい訳です。

村長

火燃物の施設につきましては、
五十七年度を目途に致しましてそ
れに対応した財政繰合せに後一年
半ばかりの間に目途をつけまして
可能性が出て参りますと是非実現
したいと考えております。

公民館設置は、基本構想の上か
ら言えば要求されている具体的な
事項であり、執行機関としては基
本構想に責任を持たなければいけ
ない立場からそれに向って種々研

究致して参りたいと存じます。

後藤議員

良く分かりました。昨今の財政事情の厳しさと言う事で非常にご苦労されると思いますが、事業計画実施の構想を是非実現させて頂きますよう要望致しておきたいと

思います。

建設課長の答弁ですけども、付近の住民の声を確かめると言うふうな事ですけども、私もそれなりに意見は聞いておるつもりです。そう言うふうな要望が出ておりますので速に答えて頂きますよう要望致しまして終ります。

な状態で流れて来る。そう言う事実がある訳です。

長尾金三郎議員

鮎幼稚仔保育場付近のズリの件について――

ご承知の通り、漁業協同組合に今年度八千八百万円の補助金を出してあります。その中で昨年四千万円の現金と五千百三十九万七千円起債で鮎保育場を建設し、その他の償還金が六百五十五万円、その他に運営費として八百四十四万円があります。これは毎年負担している訳ですが、償還金の方は十年償還です。

間に泥水が入りこんでおります。幸にして鮎自体の全面的な死亡と言う事がまだ出ていませんがしかしあれは好ましいものではない。私は何故この問題を取り上げたかと言うと、こう言う施設を造って

おいて行政では金さえ出せばいいんだ。受ける方は受ける方で金でさえ貰えばいいんだと言う恰好で、保育場のすぐ側にズリを持って来たらどう言う結果になるかと言う事を十分承知出来ていたと思えます。

佐井村の財政から言えば相当多額な数値であり、しかも村債ではあるが、全額が自己負担となっており国、県の助成はありません。保育場現状を見ますと集水池のそばにズリが段の山に積んであり、それから雨の日に流れる雨水が海水を薄めて保育池には真水のように

常に残念に思っております。

こうしたものに対する基本的なものの考え方、そう言うふうなもののがしっかりしていなければ佐井村の産業の発展のために困るのではないか。そういうことを考え取ってこの問題を取り上げて見た訳です。

それで、何時あれをどう言う経過でやったのか、撤去する計画があるのか、撤去しても周囲から雨水が入る可能性が十分あり、防止対策が講じられていないために稚貝が全滅する可能性が十分あり、防止対策についてお聞かせ願います。

古佐井川河口の改修

河口を直すとすれば港湾関係の県担の事業になると思うんですが、しかし、立案するのは地元だと思

うんです。去年ですか、アユが死亡した。その原因は一年の内、約半年ぐらいは河口が塞がっているのが原因です。

大佐井の河口のように改修すれば、潮が満ちてくれば資源としての価値も十分出るんじゃないか。特に、鮭の場合ですと河口が開くと相当期待出来るような事もあります。いづれにしても、あの川が悪臭を放っていると言う事実について、河口を是非直さなければいけない

し、どこの所管であろうとも、佐井村の村民として強く要望しておきます。

村民運動会の開催日

公民館運営審議委員会に季節労働協議会長の長後雄二氏から八月のお盆に行ってくれとの請願書が出ています訳ですが、その事が全々無視された。

村民運動会の歴史をたぐって見ると、その目的はいわゆる離れてる各集落を一ヶ所に集まってる村民の融和が第一だった訳です。その中で最も重要視され、八月のお盆にやると言うふうな事は、出稼者が帰って来るから、出稼者を暖かく迎えようと言う主旨が十分あった。現在四百人ぐら行っており、

漁の状態が余り良くないため、牛滝の方でも十名ぐら若い人が出ております。又、この調子で行けば蝶網さえ終れば相当出て行くんじゃないかと思われま

私は十数年以前だと思えますが、出稼者は村に在任していませんので、火事があっても協力しないし、選挙があっても協力しないから留守家族のことは考えてやってもいいけども、出稼者はかまわなくてもいいんだと言う発言を議場で聞いております。

もし、そう言う感覚で今の出稼者をとらえているならば、私はも

つての外だと思えます。

公民館運営審議委員会の中に、労働者の代表が入っておりませんが、何ら発言する機会が与えられておりません。

先ず、村長に出稼者の佐井村に占める地位をどう言う感覚でどうとらえているのか、今回、七月十三日村民運動会に決定した経緯について教育長は知っているかぎりお答え願いたい。

村長答弁

鮎幼稚仔保育場付近のズリの件について

うかつながら、一般質問の通告を頂戴致しまして始めて知った訳です。

この点につきまして、ただ今お話しの中に行政機関は金を出せば良い、施設受益者は単にその金を消化すれば良いと言う見方から言えば、確かに私の場合には、金を出せば行政の上で直接介入しなくともいいと言う考えがあった訳です。これは率直に申し上げておきます。

所で、このような事実が生まれて折角村が産業資本として投資したその施設が致命傷を受けると言う事になると言うと、非常に村民の恨んでいる事になる訳でございますので、従って、この件につき

ましては水産課長から実情を良く
聴視させておられますので、事情を
お話し申し上げたいと存じます。

●古佐井川河口の改修について

河川改修と言うふうなものでな
しに、ブルか何かで水路を開ける
その程度のご要求と考えていた訳
です。

大佐井川との比較が出て参りま
すと言うと、それとはスケールが
別で本当の改修事業になる訳でご
ざいですが、あそここの所は玄関の
方は漁港課、それを除いては河川
課になる訳ですが、これも各課に
それぞれお話しを申し上げまして
実情を訴えて行きたいと考えてお
ります。

さしあたりブルか何かで口開け
は致したいと存じております。

●村民運動会の開催日について

村民運動会に関連して村長は、
出稼者をどう言う感覚で受止めて
いるかと言う質問でございます
が、何時かもお話し申し上げまし
た通り、まして最近のように地場
産業が先行致しませんと、出稼取
入が第四次元的な産業と考えてい
る訳でございます、その産業の
担い手である出稼者は単なる異郷
の地に出稼に行っていると言う概
念でなしに、留守家庭を通じ健全
な労働に服するような境遇に致し
たい。そのためには、対策協議会
等を通じまして出来るだけの事は
やって来ている筈でございます。

そのご要求に對して金額的な裏
付けも致している筈ですし、今後
もその姿勢には変りない事を申し
添えてご答弁にかえさせて頂きます。

水産課長答弁

ご指摘の集積されたのは、四種
漁港の締めり提を一部撤去したも
のと、港内の水深が三メートルと
なっておりましてそのための竣
漂のズリをあの場所に集積され
たものであります。

業者は細川建設ですが、私は二
十五、二十六日の二日間あの場所
を見て回りましたが、昨日、中間
育成施設の取水溝の側たんより約
二メートルの間隔におきましてノ
リを切つて乱雑になつておりまし
た集積物を一応整理致しておりま
す。更にこれでは十分でないと言
う業者の見方もございましてプロ
ックにして区画をし、流出の防止
を講じたいとこのように現場責任
者の確認を得ております。

現在、降雨の時には、あの集積
物が無い時でも雨水が取水溝に浸
透致しております。機械がある程
度優秀な機械でございまして、濾
過機が二機ついておりまして、一
日に約五時間から六時間の時間た
いで濾過機を掃除しておりまして
今の所、もろに稚貝には影響ござ
いせん。

しかし、長い間あのままで放つ
ておく事は決して好ましい状態で
もないし、何時、稚貝に被害が起
きかると言う懸念がされます。

従つて、管理主体であります漁協
さんとこの件については話し合い
を致しておりますが、今漁港地内
にあります給油施設の一手手直し
工事の際に今までの雨水が入つて
いる亀裂等に更に工事を加えまし
て、雨水の流出防止をする計画を
致しております。

教育長答弁

●村民運動会の開催日について
村民運動会の日程につきまして
は、私共と致しましても例年頭を
悩ませる所ですが、今回第十五回
大会日程決定の経緯をご説明致し
ます。

去る、三月十一日及び六月二日
開催の佐井村公民館運営審議会で
長年の経緯、各団体の意向、勿論、
六月二日には出稼対策協議会の会
長さんから出されました要望書も
含め、佐井村に於て望ましい日程
についてあらゆる角度からご検討
願つたのでございますが、色々提
案がなされまして七月十三日に決
定した訳です。

これを受けまして、六月四日村
内の各チームの代表者会議に提案
しました所、この日程が良いと言

う賛同を得ましたので公民館とし
て決定した訳でございます。

その理由として、一応私なりに
担当職員から聞きましてまとめた
事を一寸ふれてみたいと思ひます
一番目に、八月のお盆が過ぎると
祭典の日程と三部落がぶつかつて
いると言う事、祭典のない各部落
でも伝統のある各種の催しがある
と言う事です。

又、お盆ですと、出稼者のみ
ならず、兄弟、或いは孫、こう言
うかたがたが村内に流れて来る事
と思ひますが、それらの来客の接待
等も含めるとお盆が長くなりすぎ
行事が多くなるのではないかとこ
う言う説明でございます。

二番目には、漁労といひますか、
沖止めが余りに多くなりすぎるの
ではないか、と言う事も出ており
ます。

それから、私の方の多少の問題
も含まれますけども、会場の設
置、或いは、各種の機械器具等を佐井
中学校からお借りしなければなら
ないと言う事もあり、八月に入り
ますと夏休みで先生方が不在にな
ると言う事もございます。

又、気候の関係、私達が問題に
しているのは雨ですが、その日雨
天で伸びますと、折角設定した行
事が流れてしまうとと言う心配があ
りはしないか、こう言う理由で七
月十三日に決定した訳です。

長尾議員

鮑の中間育成施設の事なんです
が、今あそこへ囲いをして雨水の
入らないように何時やるのか、そ
れから、中のコンクリートの下が
天然の岩盤、その間から真水が入
つて来る、そこもくえるのかどうか。
古佐井川の河口については、今
ブルで開けた次の日になれば直ぐ
くわつてしまふ、そんな事でなく
して、もっと大規模な事を県に要
望してやつて頂きたい。

これは活力を失つた当村にとつて
資源の保持上からも重要なことで
どんな小さなものでも活かさない
ればならないと言うのが現在行政
の任務だと思ひます。

是非やつて頂きたいと思ひます。
教育長にですが、随分理由にな
らないような理由もある訳ですが、
たとえば、雨天の場合と言うが、
七月十三日に雨が降らないかとい
えば、これは晴れますと貴方いえ
ないでしょう。

会場の設営の問題にしても、中
学校の先生を当にしないで地元
の人達がやるんで、これは何時や
つても同じような事だと思ひ、沖
止めは七月十三日しないかと言
えば沖止めも同じだと思ひ訳です。
お盆になれば確かに来客は来ま
すが、しかし、従来それでやつて
いたと言う経緯もあります。

何はともあれ私は、公民館運営審議委員会規則の中に労働者の代表表を入れなさいと言う事がある訳ですがそれが入っていない。こう言う場で意見を述べる機会を奪っていると言うふうな事に問題があると思います。

教育長

そこら辺の事を良く考えてやって頂きたいと思います。

河口の問題について、村長がやると言うのであれば回答はいりませんが、やらないと言うのであればその理由をお聞かせ願います。

村長

二者択一的な答弁のご要求でございますが、あそこは二級河川な訳で、従って村の単独事業では出来ない筈でございます。

監督官庁の協力を得なければ事業の性格からいって出来ない訳で、そちらの方には呼かけは致します。

水産課長

計画がございしますが、工期の日程、補修の箇所のおおよその所はチェックしておりますが、完全なチェックはまだしておりません。従いまして、工期と補修については早期に漁協さんの方と話し合いをしまして予算の伴う事でもありま

すので早急に善処したいとこのように考えております。

私の口べたな点もありまして、誤解があるような感じがしたので補足したいと思います。

雨天の事ですけども、延期出来ないと言うのは、七月の日曜日開催すると言う事であれば延期出来る訳ですが、八月であると出稼者の皆さんの事を考えますと一週間延すと

言う事になりますと一寸無理ではないかと言う話ですので、その点誤解のないようにお願い致します。

長尾議員

公民館運営審議委員会に意見を述べる場を与えてもらえないかと言う事についてまだ返事をもらっておりませんが。

教育長

この事については、審議委員を選定する前段としまして教育委員会で選ぶ訳ですけども、そう言うご要望があるとと言う事を今後の委員会でご実現出来るよう努力したいと思っております。

西村福男議員

——村単工事の進捗状況について——

今年度の当初予算の中で計上し、そして計画されております村単の道路改良事業でございますが、この事業の殆ど手が付けられないような実情のように思われます。その遅れている要因、或いは原因についてご説明を頂きたい。

——県道の改良工事について——
村内の道路を見るかぎり、十分余裕のある道路は見当らない訳ですけども、特に交通量の非常に激しい地域につきまして、古佐井の狭隘な場所が二ヶ所程良く改良されまして関係者のご努力、土地の提供者に對しましては感謝申し上げますのでございます。

これに伴い、旧齒科診療所の所でございますが、一部メートルぐらゐ角を欠いただけで工事が終わっておりますけども、更に改良が必要ではないかと推察され、実際に下北バスの関係者からも貴方がたは一体何をしているんだと言う事も言われまして、成程と思いたしました。

これに對する配慮をどのようになさっておりますか、具体的な計画がありましたらお知らせ願いたいと思ひます。
大瀬戸の県道添の泉田さんの宅

地内に元の排水溝があります。この排水溝が県道の改修に伴いまして非常に低くなっており、更にこの側溝が非常に深いために、子供の恰好の遊び場になっており危険が伴いますし、又、低いために僅かの増水でもつまったり、満潮時には波が逆流して来る。

衛生上も悪い訳ですから、改修を考へて頂けないでしょうか。
約二十メートルぐらゐです。しかも地主は土地を提供し、あそこには何もしませんと、今、樋口さんの元の家を解体し屋敷が開いております。まもなく建物を建てると言うご意向もありますので、建

てない内に整備をして頂きたいと思ひます。
——大佐井橋のガードレール及び防護サクについて——
大佐井橋にガードレール、或いは防護サクが両側にありますけども、あのように立派なものを立てました、下に相当の間隔があります。

子供達がそれから体を乗出す、実際に昨年の九月、それから今の六月二十二日選挙の投票日ですが、やはり子供が落ちています。
幸に、怪我はなかったようですが、危険でもあり、人命にかかわる事態になりかねない。僅かな予算で済む訳ですから早急に整備して欲しい、こう言う訳でございます。

これに伴い、両側に固定した梯子が備付けてあります。この梯子の距離が非常に長い、数が多ければ多い程良い訳ですのでそれも増設して頂きたい。このように思ひます。

建設課長答弁

●村単工事の進捗状況について

ご質問の内容に触れる前に、建設課全体の状況を簡単に申し上げますと、現在建設課が担当している工事請負費の予算は、漁港を含めまして二億五千万円ある訳でございます。

現在まで発注している比率を申し上げますと約四十八パーセントとなっております。これは公共事業を優先し、実質二人の職員が設計しているもので、全体から見た工事の発注は一応私なりに考えますと順調に進んでいるものと思ひます。

そこでご質問の村単道路改良工事が全く着手されていないように見受けられると言う事ですが、側溝整備等も含んでのご質問だと言う訳です。

道路改良費一〇〇として見た場合約二十パーセント発注完了を見っております。又、遅れているように見られる原因ですが、公共事業を優先させるため設計している段

そう言う観点から、担当課長は特に側であるし見てもいますので、これらの点についても十分考えていると思いますし、関係者、議会にしても協力されると思いますので宜しくお願い致します。

古佐井川二級河川及び焼山川について――

これは今回の一般質問で三回だと記憶しております。

まず、古佐井の川口から左側、これは二級河川と言う事は既に告知の通りでございます。

五十年災害の時点、その後において橋掛沢の橋があるんですが、あのコンクリート橋から約四百メートル程の下流まで（所どころあ

いている所もあるが）一応つなぎブロックでもってなされております。

しかし、そのつなぎブロックも継続してやっていないために一部破損しております。向って左側、丁度、川岸総次郎さんの杉山の所でございます。

これを関係者に働きかけて継続事業として、二又の所まで実現するよう努力して頂きたいと思えます。

焼山河川ですけども、以前二級河川と言う課題でお願いし、勿論村長さんも県の方へ行き説明を受けたと思いますが、青森県では二級河川の申請が二十数ヶ所ある。従って、優先度の高いと言うのは

人家のある所、次に田畑、どっちかと言えば山林は三番目ぐらいになるでしょうと。

そう言う観点から、村自体である程度手をかけてそして県にお願

いすると二級河川の順番が早くなるんだと。

若し、そう言うふうな事になるとすれば、参考までにお知らせしますけども、牛滝川、福浦川の方法でやるとすれば、地元負担三千万円用意してあれば十億円の仕事はさせてやると言う事を承っております。

又、北村知事さんは、僕が当選すれば古佐井川は考えるところ約束事もあります。従って、次から次とやれと言うのは別ですけども、知事さんは全々関心が無いと言う事ではなく十分関心を持っておりますので、まず第一に、村自体が手を掛けると言う事が先決だと思います。

古佐井地区は終戦後、畑作が主だったがその後殆ど杉が主になった訳です。

しかし、水が出るごとに三十年、四十年で一人前になる杉が、十五年程度の年数で流される、このような事を繰返している。

一ヶ所も手をかけていない関係上一ヶ所のカーブがその時点で川の状況が変る事によって、それから受けた水の角度もまた変わってしまう訳です。従って、これは是非手

を付けて頂きたい。

杉は、すぐ収入にならないと言う事も当然考えられますけども、

しかし、良く考えてみれば、その造林者は三十年、四十年を夢見て植えて手入れし、その姿、努力こそは考え深いものと思えます。

それらの事を良く理解しまして、特段の努力をして頂きたいと考えます。

農林経済課長答弁

ご指摘の通り、松子沢には流末処理施設が無いために、降雨時には付近の山林、或いは畑、更には緑町の一部に被害をもたらしている

る場所だけに、毎々から農林事務所の方に治山事業として何とか出来ないかとお願い致しております

た所、本日、その係員が現地を調査してくれると言う事で、目下現地に行っている筈でございます。

その調査によりまして、治山事業に万一人入らないと言う事になった場合は、さらばどのようなにして

事業を進めたら良いかと言う事になる訳ですが、幸い、第三期山振画来年度着工ですか、そう言うようなメニューもございますので、

二段方式でもってその対処すべき事業についての運用に持って行きたいとこのように考えております。

村長答弁

非常に丁寧な説明、ご要望でございます。ご要望の内容は十分分かりました。善処致して参りたいと存じます。

大畑議員

村長、課長の良識のあるご答弁でありましたのでそれを確信しまして終ります。

村議会の傍聴

村議会の本会議は、秘密会を除いてはいつでも傍聴出来ます。

村民は、村民の代表である村議会が、どのような会議を行なっているかを知るとは、民主政治にとって大切なことだろうと思えます。

傍聴人は次の事項を守って下さい。

- 一、帽子を着けてはいけません。
- 一、傘杖等は携帯してはならない。
- 一、私語又は飲食してはならない。

一、議員の言論に対し可否を表してはならない。

一、喧擾に涉り議事を妨害してはならない。

（なお、酩酊したもの、凶器を携帯したものは、その他危険のおそれのあるものは傍聴は許されません。）

みんなで議事を

傍聴しましょう！



川岸総次郎さん
奥本 正明さん
小笠原政信さん

――今例会の傍聴者――

請願書・陳情書の提出方法

村民が、村の行政についての要望、意見を文書にして「請願書」又は「陳情書」として村議会に提出できます。

村民が、村の行政についての要望、意見を文書にして「請願書」又は「陳情書」として村議会に提出できます。

村民が、村の行政についての要望、意見を文書にして「請願書」又は「陳情書」として村議会に提出できます。



(表紙)

〇〇に関する(ついでの)請願書(陳情書)

提出者 住所 (法人の場合は、所在地名称)
氏名 代表者名

外 〇〇名

紹介議員 氏名 (印) (自署又は記名押印)

(本紙)

〇〇に関する(ついでの)請願書(陳情書)

一、要旨

(請願又は陳情しようとする内容を簡単にまとめて書く)

一、理由

(内容をわかりやすく)

以上のとおり請願(陳情)いたします

昭和 年 月 日

住所 (法人の場合は、所在地、名称)
氏名 (代表者名) (印)

(提出者が二名以上の場合は全員の住所氏名印)

佐井村議会議長 〇〇〇〇殿

村政の上に取り入れさせる民主的な方法です。

書き方は、次のとおりです。

- 一、請願書の紹介議員は一名以上(一名でもよい)です。陳情書には紹介議員は要しません。
- 二、横書きでもかまいません。
- 三、内容が二項目以上の場合は、一項目ごとに別件にして下さい。

(内容が数項目にわたっているときとか、前段と後段にわかれていたり、金額や時期などが記載されている場合には、返戻する場合もありますので注意して下さい)

四、議員全員および関係執行部にも配布するため、原本一部のほか、写を二五部添えて議長宛に提出して下さい。(写には印不要です)

議会のうごき

議

四月 二日 カーフエリーボート開設促進期成同盟会 総会

一〇日 カーフエリーボート航路開設式

一八日 県町村議会議長会臨時総会

二二日 下北総合開発期成同盟会総会

二五日 大間地区防犯協会定時総会

二八日 農村集落推進協議会

三〇日 青函トンネル工事大間佐井地区漁業被害対策協議会

五月 一日 海藻団地協議会

六日 第二回臨時会

八日 自治名鑑並びに実態調査説明会

一二日 青函トンネル工事大間佐井地区漁業被害対策協議会役員会

一五日 郡町村議会議長会臨時総会

一六日 青森県新幹線建設促進期成会総会

下北総合開発期成同盟会陳情

青函トンネル工事大間佐井地区漁業被害事情説明

一九日 郡議長会事務局長会

植樹祭

二八日 郡町村議会議長会臨時総会

三〇日 青函トンネル工事による漁業被害交渉

六月 一日 参議院議員地方区補欠選挙投票日

二日 しもきた療育園落成式

七日 姉妹町南茅町議会議員との交流会

九日 国鉄赤字路線廃止反対期成同盟会総会

二二日 衆参議院議員選挙投票日

二四日 第二回定例会

二五日 休会

渡島支庁管内県下二郡町村議会議長会連絡協議会

二六日 休会

二七日 佐井村消防団観閲式

二八日 一般質問

三〇日 質疑討論採決、閉会

下北医療センター議会

佐井村議会組織

議長	東 出 昇	副議長	若 山 弥 一 郎
----	-------	-----	-----------

常任委員会

役職名	委員会名	総務・文教	産業・経済	建設
委員長		長 尾 金三郎	田 中 徳太郎	松 沢 勝 雄
副委員長		内 藤 清 美	万 谷 石 夫	福 田 徳 義
委員		川 畑 寅 吉	大 畑 勝 義	西 村 福 男
		後 藤 重 雄	坂 井 吾 一	坂 井 文 雄
		若 山 弥 一 郎	内 田 俊 雄	奥 本 文 男

議会選出監査委員 長 尾 金三郎

一部事務組合議員

下北地域広域行政事務組合	松 沢 勝 雄	川 畑 寅 吉
下北地区医療センター	福 田 徳 義	内 藤 清 美
むつ地区環境整備組合	奥 本 文 男	
むつ下北地域福祉事務組合	後 藤 重 雄	

議会報編集委員会

委員長 長 尾 金三郎

委員 若 山 弥 一 郎 内 藤 清 美 川 畑 寅 吉
後 藤 重 雄

消 防 委 員

松 沢 勝 雄 奥 本 文 男 川 畑 寅 吉

坂 井 吾 一

簡易水道建設特別委員会

委員長 大 畑 勝 義 副委員長 松 沢 勝 雄

委員 東 出 昇 長 尾 金三郎 後 藤 重 雄